

静岡県都市計画区域
マスタープラン策定方針
【用語説明】

令和5年3月
静岡県

あ

IoT（あいおーていー）

Internet of Things の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した言葉。

ICT（あいしーていー）

Information & Communications Technology の略。情報通信技術。

い

EBPM（いーびーびーえむ）

Evidence based policy making の略。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

イノベーション（いのべーしょん）

一般的には「技術革新」と訳される概念。イノベーションという言葉を経済学で最初に用いたシュンペーターは、より広義の捉え方として、企業における「新しい商品の創出」、「新しい生産方法の導入」、「新しい市場の開拓」、「新しい資源の獲得」、「新しい組織の実現」という5つのタイプに分類している。すなわち、企業が新たな需要を獲得するために行う様々な新しい取組であり、技術という要素に限定されない、非常に広い概念ともいえる。

インターチェンジ（IC）（いんたーちえんじ）

立体交差する道路相互間、または近接する道路相互間を連絡路によって立体的に接続する施設。一般的に本線車線と変速車線および連絡路から構成され、有料道路の場合には必要により料金所が併設される。

インバウンド（いんばうんど）

インバウンド（inbound）とは、外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行を指す。対義語は外に出る旅行、海外旅行を指す「アウトバウンド」（outbound）。

インフラ（いんふら）

一般的には道路や下水道などの物理的な社会基盤となる施設のこと。より広義には、交通関連の物理的社会資本に関連して提供される公共交通サービスを含める場合もある。

う

ウォークابل（うおーかぶる）

Walkable（＝歩きやすい、歩いて行ける）の意味。ウォークブルなまちづくりとは、「居心地が良く歩きたくなるまち」を作ることであり、街路空間を車中心から“人中心”の空間へと再構築すること。

雨水貯留浸透施設（うすいちよりゅうしんとうしせつ）

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制する施設。雨水貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがある。雨水浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチ、透水性舗装などの種類がある。

運動公園（うんどうこうえん）

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり面積概ね15ha以上の規模で、公園面積の25～50%の範囲において陸上競技場、野球場などの運動施設が適宜配置される。

え

AI（えーあい）

Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

SDGs（えすでいーじーず）

Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標のこと。環境、貧困、教育など様々な観点から持続可能な世界を実現するため、17のゴール・169のターゲットで構成されている。

エネルギーマネジメントシステム（えねるぎーまねじめんとしすてむ）

一般的に各家庭や事業所のエネルギー需給を管理し、エネルギー消費を低減・効率化すること、電力需給の安定化を図ること。

エリアマネジメント（えりあまねじめんと）

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行う取り組み。

お

オープンスペース（おーぷんすぺーす）

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称。

汚水（おすい）

生活もしくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、もしくは付随する廃水。

汚物処理場（おぶつしよりにじょう）

都市施設としての供給処理施設の1つで、公共下水道で処理されないし尿を集め、無害にして川などに放流するための施設。

か

カーシェアリング（かーしえありんぐ）

1台の車を複数の人が共同で使用すること。個人で所有するマイカーに対する新しい使用形態。

カーボンニュートラル（かーぼんにゅーとらる）

温室効果ガスの排出について、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成すること。

街区公園（がいくこうえん）

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 250m、1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置される。

街路（がいろ）

都市内における道路の総称。

河川整備計画（かせんせいびけいかく）

河川法の規定による、河川整備の計画的な実施の基本となる計画であり、20～30年後の河川整備の目標を明確にするとともに、個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにした計画。

緩衝緑地（かんしょうりょくち）

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩衝もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地。

幹線道路（かんせんどうろ）

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもつ道路。

き

既成市街地（きせいしがいち）

都市において、道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域。都市計画法では、人口密度が1ha当り40人以上の地区が連たんして3,000人以上となっている地域とこれに接続する建物敷地率30%以上の市街地をいい、市街化区域を設定する基準のひとつとなる。

急傾斜地崩壊危険区域（きゅうけいしゃちほうかいきけんくいき）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、水の浸透を助長する行為、のり切等、一定の行為を制限する必要があるとして知事が指定する区域。

供給処理施設（きょうきゅうしょりしせつ）

都市活動に不可欠な水、エネルギー源、生活物資等の供給施設及び処理施設をいう。都市計画法では、水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場などをいう。

協働（きょうどう）

地域住民、NPO、企業、行政などがそれぞれの主体性・自主性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、持てる資源（人材、資金、情報、ネットワークなど）を出し合い、対等な立場で、共通の公共的な目的を達成するために協力すること。

居住誘導区域（きょじゅうゆうどうくいき）

立地適正化計画の中で定める区域の1つ。人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のこと。原則として、市街化区域内又は用途地域内において定める。

近隣公園（きんりんこうえん）

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 500m、1箇所当たり面積 2ha を標準として配置される。

近隣住区（きんりんじゅうく）

道路、河川、鉄道等によって区分されるおおむね 1 km 四方（面積 100ha）の居住単位。

近隣商業地（きんりんしょうぎょうち）

近隣住宅地の住民が、日用品の買物をしたり、サービスの提供を受けたりすることを主とする商業地。



区域区分（くいきくぶん）

都市の無秩序な市街化を抑制し、効率的な公共投資と計画的な市街地形成を進めるため、都市計画区域を優先的に市街化すべき区域（市街化区域）と当面できる限り市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに分けて、段階的な市街化を図ることを目的とする制度。「線引き」ともいう。

グリーンインフラ（ぐりーんいんふら）

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、米国で発案された社会資本整備手法。自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

グリーンスローモビリティ（ぐりーんすろーもびりてい）

時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称のこと。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されている。

け

景観計画（けいかんけいかく）

都市、農山漁村等における良好な景観形成を図るため、景観法に基づき、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等について、景観行政団体が定める計画。

景観地区（けいかんちく）

地域地区の1つで、都市計画に建築物の形態意匠、高さの最高(低)限度などを定めて規制することにより、市街地の良好な景観の形成を図るため定める地区。

景観緑三法（けいかんみどりさんぽう）

景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の3つを合わせた総称。「景観法」は我が国で初めての景観に関する総合的な法律。「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」は景観法の施行に伴い都市計画法等の整備を行うもの。「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」は都市における緑地の保全・緑化等を推進するための各種措置を行うもの。景観地区は、2004年12月に施行された「景観緑三法」を受け、都市計画法による地域地区の1つに加えられた。

建築協定（けんちくきょうてい）

建築基準法に定められた制度で、住宅地の良好な住環境や、商店街としての利便を高度に維持・増進すること等を目的とし、対象区域における土地の所有者等の合意により締結される、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関する基準についての協定。

二

高規格幹線道路（こうきかくかんせんどうろ）

国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成する自動車専用道路。大きく「高速自動車国道」（※本県では、東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道が該当）と「一般国道自動車専用道路」（※本県では、伊豆縦貫自動車道、三遠南信自動車道が該当）に分類される。

公共空地（こうきょうくうち）

一般住民が利用することのできるオープンスペースのうち、その土地の使用権が国や地方公共団体によって担保されているもの。都市計画法では、公園、緑地、広場、墓園などと規定している。

公共下水道（こうきょうげすいどう）

主として、市街地における下水を排除または処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除する排水施設の相当部分が暗渠構造となっているもの。

公共公益施設（こうきょうこうえきしせつ）

【公共施設】

一般住民の利用を目的とする公共の用に供する施設。都市計画法では、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設と規定している。

【公益施設】

住民の生活のために必要なサービス施設の総称。一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などをいう。

公共用水域（こうきょうようすいいき）

水質汚濁防止法において「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続される公共溝渠、かんがい用水路」などをいう。ただし、終末処理場を有している公共下水道や流域下水道は除かれる。

高次都市機能（こうじとしきのう）

単独市町村の区域などの日常生活の範囲を越えた、中心都市と周辺市町村からなる広範な地域に対して、高度なサービスの提供や中枢的管理を行い、都市における人・モノ・情報の分厚い集積を基礎として、新たな文化や価値の創造を行う機能。

交通結節点（こうつうけっせつてん）

鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やそのほか交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場のように、交通導線が集中的に結節する箇所。

高度地区（こうどちく）

地域地区の1つで、用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。

高度利用地区（こうどりようちく）

地域地区の1つで、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区。

コミュニティバス（こみゅにていばす）

既存バス路線ではカバーしきれていない交通空白地域等、利用者のニーズに対応する乗合バスのこと。

コワーキングスペース（こわーきんぐすぺーす）

事業者等で共有されるオフィス環境のこと。各利用者の仕事場であるとともに、利用者同士の交流を通じて、新たなビジネスチャンスを創造する場としても期待される。

コンパクト・プラス・ネットワーク（こんぱくとぷらすねっとわーく）

国土のグランドデザイン 2050 で提唱された概念。我が国が人口減少、少子高齢化、厳しい財政状況、エネルギー・環境等、様々な制約に直面する中で、安全・安心を確保し、社会経済の活力を維持・増進していくため、限られたインプットから、できるだけ多くのアウトプットを生み出すことを目指して、地域構造を「コンパクト」で、かつ「ネットワーク」で結ばれた状態にするという考え方。

さ

災害イエローゾーン（さいがいいえろーぞーん）

一般に災害ハザードエリアのうち、災害レッドゾーンを除く区域。

具体的には、土砂災害警戒区域、浸水想定区域（洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る）、津波災害警戒区域、津波浸水想定（区域）、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域の総称。

災害ハザードエリア（さいがいはざーどえりあ）

自然災害による被害のおそれがある区域の総称。開発行為等の制限が課せられる災害レッドゾーンに加えて、災害イエローゾーン等の行為の制限がない区域を含む。

再開発地区計画（さいかいはつちくけいかく）

2002年の法改正以前に規定されていた地区計画等の一種。（※現在は地区計画に統合。）まとまった規模を有し、都市の重要な位置を占める低未利用地を対象とし、都市計画上の位置づけを明確にしたうえで、民間エネルギーを活用しながら、必要な公共施設の整備と併せて一体的・総合的な土地利用転換を計画的に誘導することを目的とするもの。

災害レッドゾーン（さいがくれどぞーん）

都市計画法第33条及び同施行令第23条において「開発区域に含めない区域」、都市再生特別措置法第81条及び同施行令第30条において「居住誘導区域を定めない区域」とされている区域。具体的には、災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が該当する。

サブスクタクシー（さぶすくたくしー）

サブスクリプション（定期的に料金を支払って、サービスを利用する形態）により利用できるタクシーのこと。

砂防指定地（さぼうしていち）

砂防法に基づき、国土交通大臣が国土の保全のため、下流域への土砂の流出を防ぐための砂防設備を設置する必要がある土地、及び山地の荒廃を防止するため一定の行為を禁止若しくは制限する必要がある土地について指定する地域。

産業拠点（さんぎょうきょてん）

当該都市計画区域の経済を支える産業活動の中心的役割を担う地域。大規模工業団地等の工業地や流通業務地などから、各都市計画区域の特性に応じて選択している。

3次元オブジェクト（さんじげんおぶじえくと）

一般には仮想空間上の3次元（水平方向、垂直方向、奥行き方向）の物体のこと。本県では、まちづくりDXの一環として、建物、道路・河川・砂防・港湾など3次元オブジェクトに情報を付与した3D都市モデル（PLATEAU（プラトー））のデータを全県で整備し、一般公開に向け作業中。

し

CCTVカメラ（しーしーていーぶいかめら）

Closed Circuit Television Cameraの略。専用テレビ、閉回路テレビ等と呼ばれる有線テレビジョン用のカメラ。道路や河川に設置し、緊急時の監視や点検等に幅広く活用される。

シェアサイクル（しえあさいくる）

相互利用可能な複数のサイクルポートが設置された、面的な都市交通に供されるシステム。

市街化区域（しがいかくいき）

区域区分に係る都市計画を定めている都市計画区域（線引き都市計画区域）内において、市街地開発事業の実施や都市施設の整備等、優先的な市街化を進める区域であり、都市計画法では、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と規定されている。

市街化調整区域（しがいかちょうせいいき）

区域区分に係る都市計画を定めている都市計画区域（線引き都市計画区域）内において、当面できる限り市街化を抑制すべき区域。特定の場合を除き、開発行為、建築行為は原則として禁止。

市街地開発事業（しがいちかいはつじぎょう）

都市計画で定められた土地利用計画を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成するため、道路、公園、下水道等の公共施設の整備に合わせて良好な住環境を確保し、画的な広がりをもった区域で総合的、一体的に行われる事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などの種類がある。

市街地再開発事業（しがいちさいかいはつじぎょう）

市街地開発事業の1つで、低層で老朽化した建物が密集し、公共施設が不足していることなどにより、生活環境が悪化し、活力が失われた市街地において、敷地の共同利用、高度利用により、建築物の不燃化・共同化を行うとともに、道路、駅前広場等のオープンスペースを確保し、快適で安全な街につくりかえる事業。

地すべり防止区域（じすべりぼうしくいき）

地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣等が地すべり災害から国土の保全と民生の安定を図るため、地すべりを起こしている土地または地すべりを起こす恐れがきわめて大きい土地において、公共の利害に密接な関連がある土地について指定する区域。

次世代モビリティ（じせだいもびりてい）

自動運転車や超小型モビリティ等社会課題の解決に向け実用化が期待されるモビリティの総称。

施設緑地（しせつりょくち）

狭義の緑地に該当し、地方公共団体などが土地に関する権原を取得し、施設として積極的に整備し、管理するもの。都市公園などが該当。

自然環境保全地域（しぜんかんきょうほぜんちいき）

特異な地形・地質・自然現象を有する区域、すぐれた自然環境を維持している河川・湖沼・海岸・湿原・海域など、自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要なものとして指定される地域。

自然公園（しぜんこうえん）

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的に、自然公園法の規定により指定される、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の総称。

市町村マスタープラン（しちょうそんますたーぷらん）

都市計画法第18条の2に基づき、都市計画区域マスタープラン等に即して定める、市町村の都市計画の基本的な方針のこと。

自動車専用道路（じどうしゃせんようどうろ）

都市間高速道路、都市高速道路、一般自動車道等の専ら自動車の交通の用に供され、広域交通を大量でかつ高速に処理する道路。

住区基幹公園（じゅうくきかんこうえん）

住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた、街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれる。

終末処理場（しゅうまつしよりじょう）

下水を最終的に処理して、河川その他の公共の水域、または海域に放流するために下水道施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設のこと。

集約型都市構造（しゅうやくがたとしこうぞう）

都市全体としての良好な住環境や交流空間の効率的な実現を図ることで、都市圏内の多くの人にとっての暮らしやすさと当該都市圏全体の持続的な発展を確保するため、地域の特性を踏まえて選択した「拠点」に一定程度の人口が集まって居住し、そこに必要な都市機能と公共サービスを集中させ、また拠点相互、もしくは拠点とその他の地域を公共交通等により有機的に連携させるとした都市構造の考え方。

人口減少・少子高齢社会の到来、モータリゼーションの進展、地球温暖化といった「都市を巡る社会経済情勢の変化」、公共公益施設や大規模商業施設の郊外立地といった「都市機能の拡散」と「中心市街地の空洞化」等、都市を取り巻く問題・課題に対応するため、都市が目指すべき方向として示されている。

集約拠点（しゅうやくきょてん）

居住、商業業務、行政、医療福祉等の都市機能の集積を促進する拠点。

重要港湾（じゅうようこうわん）

国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる港湾その他国の利害に重大な関係を有する港湾。本県では、田子の浦港及び御前崎港の2港が該当。

主要幹線道路（しゅようかんせんどうろ）

本県における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「主要幹線街路」及び主要幹線街路と同様の機能・役割を果たすその他道路の総称として使用している。

準都市計画区域（じゅんとしけいかくくいき）

都市計画区域外において、積極的な整備や開発を行う必要はないものの、そのまま放置すれば、用途の混在や農地の侵食等、将来における整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域について、土地利用の整序のみを行うことを目的とし、都道府県知事が指定する区域。

人口集中地区（DID）（じんこうしゅうちゅうちく）

統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたものであり、1960年国勢調査以来各回の調査ごとに設定されているもの。国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」としている。

人口フレーム方式（じんこうふれーむほうしき）

市街化区域面積の設定において、人口を最も重要な算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積（これを「フレーム」という。）を、そのまま即地的に割り付ける方式。

新市街地（しんしがいち）

土地区画整理事業等の実施により、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図ることを予定する区域。市街化区域のうち、既成市街地以外の区域。

す

スプロール（すぷろーる）

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

スマートインターチェンジ（すまーといたんちえんじ）

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。

スマートシティ（すまーとしてい）

「市民（利用者）中心主義、ビジョン・課題フォーカス、分野間・都市間連携の重視」という3つの基本理念と、「公正性・包摂性の確保、プライバシーの確保、相互運用性・オープン性・透明性の確保、セキュリティ・レジリエンシーの確保、運営面、資金面での持続可能性の確保」という5つの基本原則に基づき、ICT等の新技術や官民各種のデータを活用した市民一人一人に寄り添ったサービスの提供や、各種分野におけるマネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化等により、都市や地域が抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域であり、Society 5.0の先行的な実現の場。

スマートプランニング（すまーとぷらんにんぐ）

個人単位の行動データをもとに、人の動きをシミュレーションし、施策実施の効果を予測した上で、施設配置や空間形成、交通施策を検討する計画手法。

スマートホーム（すまーとほーむ）

子育て世代、高齢者、単身者など、様々なライフスタイル・ニーズにあったサービスをIoTにより実現する新しい住宅や暮らしのこと。IoTに対応した住宅設備・家電機器などがサービスと連携すること。

3D都市モデル（すりーでいーとしもでる）

都市空間に存在する建物や街路といったオブジェクトに名称や用途、建設年といった都市活動情報を付与すること。

せ

生産緑地地区（せいさんりょくちちく）

地域地区の1つで、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定する地区。生産緑地地区では、農地等として維持するため、建築物の建築等の行為が規制される。

ZEH（ぜっち）

Net Zero Energy Houseの略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムを導入し、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。

ZEB（ぜぶ）

Net Zero Energy Building の略。先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

そ

総合公園（そうごうこうえん）

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり面積概ね10ha以上で、レクリエーション施設、休養施設、修景施設等が総合的かつ有機的に配置される。

Society 5.0（そさえていごーてんぜろ）

内閣府の第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの。これまでの狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」とされる。

た

大規模集客施設（だいきぼしゅうきゃくしせつ）

著しく多数の人を広い地域から集める施設。具体的には、建築基準法別表第二(か)項に掲げる建築物で、床面積の合計が1万平方メートルを超える規模の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等がこれにあたる。（※劇場、映画館等は客席部分の床面積が対象）

第三セクター（だいさんせくたー）

政府や自治体と民間の共同出資により設立される企業（事業主体）をいう。

ち

地域拠点（ちいききょてん）

当該都市計画区域内において、都市拠点を補完し、地域の日常生活に必要な都市機能を提供する地域。鉄道駅周辺、交通結節点、役場周辺等から、各都市計画区域の特性に応じて選択している。

地域公共交通計画（ちいきこうきょうこうつうけいかく）

2007年に制定された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により創設された計画であり、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにすることが目的。

地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）

都道府県の森林関連施策の方向等を明らかにするため、森林法に基づき、全国森林計画に即し、民有林について森林計画区別(158 計画区)に5年ごとに10年を一期として都道府県知事が策定する計画。

地域制緑地（ちいきせいりょくち）

広義の緑地のうち、法律や協定、条例等によって保全されるもの。風致地区、生産緑地地区などがある。

地域地区（ちいきちく）

都市計画区域の土地をその利用目的によって区分し、建築物や土地の区画形質の変更などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を誘導するもの。用途地域をはじめとし、特別用途地区、防火・準防火地域、臨港地区などがある。

地域防災計画（ちいきぼうさいけいかく）

災害対策基本法に基づき、ある一定の地域において、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、各防災機関の任務を明確にし、全力をあげて災害の発生を防止し、更に応急的援助を行うなど、被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめたもの。

地区計画（ちくけいかく）

用途地域等の都市計画と調和を図りながら、道路、公園等の配置及び規模、建築物の用途の制限など、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定めるもの。また、計画策定の段階から地区住民等の意向を十分に反映することが義務付けられており、住民参加のまちづくりを目指す都市計画手法でもある。

地方港湾（ちほうこうわん）

重要港湾以外の港湾。本県では、熱海港、沼津港など12港。

超小型モビリティ（ちょうこがたもびりてい）

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1～2人乗り程度の車両。

て

DX（でいーえっくす）

Digital Transformation の略。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

デマンドバス（でまんどばす）

一般には事前予約により運行する形態のバスサービスを指し、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関。

テレワーク（てれわーく）

ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

電動キックボード（でんどうきっくぼーど）

一般には電動駆動の低速（最高でも時速20km/h程度）の2輪の乗り物のこと。

特殊公園（とくしゅこうえん）

風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などの総称。

特定都市河川（とくていとしかせん）

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、またはそのおそれがあるにもかかわらず、河道または洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なものうち、国土交通大臣または都道府県知事が区間を限って指定するもの。

特定用途制限地域（とくていようとせいげんちいき）

都市計画法第8条に基づき定めることができる地域地区の一種。区域区分を定めていない非線引きの都市計画区域内の用途地域が定められていない領域（いわゆる白地地域）において、その良好な環境の形成等を行うために、建築の用途を制限する必要がある場合に定める。

特別用途地区（とくべつようちく）

地域地区の1つで、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区。本県では、特別工業地区、大規模集客施設制限地区、娯楽レクリエーション地区等が定められている。

特別緑地保全地区（とくべつりょくちほぜんちく）

地域地区の1つで、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地等、都市における重要な緑地の保全を図るため定める地区。地区内では、一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成等の行為について許可が必要となり、現状凍結的な厳しい規制となる。

都市基幹公園（としきかんこうえん）

都市のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。具体的には、総合公園と運動公園によって構成される。

都市機能（としきのう）

都市が有する働きやサービスである、居住、商業・業務、工業、行政、交通、交流、教育、医療・福祉、文化、娯楽、レクリエーション等の様々な機能の総称。

都市機能誘導区域（としきのうゆうどうくいき）

立地適正化計画の中で定める区域の1つ。医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。

都市拠点（としきよてん）

当該都市計画区域の都市活動の中心地。商業、業務、交通、行政などの多彩な都市機能を有する鉄道駅周辺、交通結節点、役場周辺等から、各都市計画区域の特性に応じて選択している。

都市空間情報プラットフォーム（としくうかんぷらっとふおーむ）

都市やインフラに関する二次元あるいは3次元の様々な情報を取り込んだ、都市空間に関する情報のプラットフォームのこと。3D都市モデルがこの都市空間情報プラットフォームとしての機能を担うことで、都市のデジタルツインや新たなソリューションの創出が期待されている。

都市計画区域（としけいかくいき）

都市計画法第5条に基づき、都市計画を定める区域のこと。静岡県内では32市町21区域で都市計画区域を指定している。

都市計画区域マスタープラン（としけいかくいきますたーぷらん）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。都市計画法に基づき、都道府県が広域の見地から定める都市計画の基本的な方針。

都市計画公園（としけいかくこうえん）

都市施設のうち、主に都市の住民の利用に供する公園として、都市計画法により位置を定めたもので、その機能や役割により街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園及び特殊公園に区分される。

都市計画道路（としけいかくどうろ）

都市施設のうち、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するため必要な道路として、都市計画法に基づき、位置、ルート等を定めたもので、その機能や役割により自動車専用道路、幹線街路（主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路）、区画街路及び特殊街路に区分される。

都市公園（としこうえん）

都市公園法第2条の規定に適合し、国または地方公共団体が設置する公園または緑地をいう。街区公園等の住区基幹公園、総合公園等の都市基幹公園、広域公園等の大規模公園、都市緑地、国営公園などの種類がある。

都市高速鉄道（としこうそくてつどう）

都市における鉄道のうち、都市計画法に基づき、あらかじめ位置、区域、構造などが決められた、都市活動に重要な役割を果たす鉄道。

都市施設（とししせつ）

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。道路等の交通施設、公園等の公共空地、上下水道等の供給処理施設、河川等の水路、学校等の教育文化施設、病院等の医療福祉施設などの種類がある。

都市的土地利用（としてきとちりょう）

住宅用地、商業用地、工業用地、公共・公益施設用地、道路用地、交通施設用地など、都市生活、都市活動に伴う土地利用形態の総称。

土砂災害警戒区域（どしゃさいがいけいかいいき）

土砂災害防止法に基づき指定されるもので、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域をいう。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。通称イエローゾーン。

土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいとくべつけいかいいき）

土砂災害防止法に基づき指定されるもので、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域をいう。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。通称レッドゾーン。

都市連携軸（としれんけいじく）

当該都市計画区域と、区域外の主要都市や空港・港などの広域交通拠点との連携・連絡を強化する道路や鉄道等を示す。

土地区画整理事業（とちくかくせいりじぎょう）

市街地開発事業の1つで、都市基盤が未整備な市街地を健全な市街地にするため、土地の交換分合整頓（換地）により、道路、公園などの公共施設の整備とともに宅地の区画形状を整える事業。

トリップ（とりっぷ）

人または車両がある目的を持ってある場所（出発地）からある場所（到着地）に移動すること。

の

農業振興地域（のうぎょうしんこうちいき）

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として、市町村ごと都道府県知事が指定する地域。

農用地区域（のうようちくいき）

各市町村の農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める優良農地等の区域。当該区域内の農地は、一般的に「青地農地」と呼ばれ、一部のわずかな例外を除き、原則的に農地転用は認められない。

は

Park・PFI（PPFI）（ぱーくぴーえふあい）

2017年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

パーソナルモビリティ（ぱーそなるもびりてい）

電動キックボードのように、主に一人で利用する小回りの利くモビリティのこと。

パブリックスペース（ぱぶりっくすぺーす）

公共の（Public）空間（space）のこと。街路空間や駅前空間など、誰もが日ごろから利用する、あるいは利用できる空間のこと。

バリアフリー（ばりあふりー）

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

ひ

PFI（ぴーえふあい）

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。

PDCA サイクル（ぴーでいーしーえーさいくる）

計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Act）に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセス。ビジネスの場や品質管理の取組み等に広く採用されている。

ビッグデータ（びっぐでーた）

ICT（情報通信技術）の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ。

ふ

風致公園（ふうちこうえん）

良好な水辺地、樹林地の自然環境が残されている土地や、歴史的に意義深い土地などを一体として取り込んだ公園。

風致地区（ふうちちく）

地域地区の1つで、条例により建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等を規制することにより、都市における良好な自然的景観を維持し、都市環境の保全を図るために定める地区。

プラットフォーム（ぷらっとふおーむ）

乗降場、舞台などの意味を持つ英単語。デジタル分野では様々なサービスの土台となる環境のことを指す。

PLATEAU（ぷらとー）

国土交通省が主導する3D都市モデル整備・活用・オープンデータ化プロジェクト。

プローブパーソン調査（ぷろーぶぱーそんちょうさ）

交通調査の一種であり、GPS（Global Positioning System）を搭載した携帯電話や機器を活用して、人や車の移動状況を記録し、正確な移動状況を把握する形態の調査のこと。

ほ

保安林（ほあんりん）

森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

防災指針（ぼうさいししん）

都市再生特別措置法に基づき、立地適正化計画の中で定める、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針のこと。

補助幹線道路（ほじょかんせんどうろ）

本県における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「補助幹線街路」及び補助幹線街路と同様の機能・役割を果たすその他道路の総称として使用している。

保留人口（ほりゅうじんこう）

目標年次における「市街化区域内人口の推計値（※過去の人口推移動向から算定）」と「市街化区域内に居住可能な人口規模（※市街化区域内の住宅用地面積、人口密度等から算定）」との差。言い換えれば、目標年次において、市街化区域の拡大により居住地を確保する必要が見込まれる人数であり、保留フレームに対応する人口となる。

保留フレーム（ほりゅうふれーむ）

人口フレーム方式において、市街化区域の設定または変更に当たり、人口及び産業等の見通しから目標年次に必要と見込まれる面積（フレーム）を、全て具体の土地に割り付けることなく、その一部を保留した上で、将来、市街化調整区域内における計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点で、市街化区域に編入しようとする方法。

ま

MaaS（まーす）

Mobility as a Service の略。一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

まちづくり協議会（まちづくりきょうぎかい）

住民自らが計画を立案・提案し、また地元と行政との橋渡しを行うまちづくり協議組織のこと。

め

メタバース（めたばーす）

“meta”（高次の）と“universe”（世界）を組み合わせた造語。仮想空間において、教育、医療、ゲームなど様々な領域のサービスやコンテンツを消費したり、他者との交流や活動を行ったりすること。

も

モータリゼーション（もーたりぜーしょん）

一般には自動車の人々の生活に普及すること。我が国では自動車の利便性によって国民生活水準が向上した一方で、日常生活における自動車の依存を高め、利用者の大幅な減少に伴う公共交通機関の減便や廃止が進んだ。

ゆ

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」であり、まちづくりやものづくりなどを進めるに当たり、年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

よ

用途白地地域（ようとしろじちいき）

区域区分を行っていない（非線引きの）都市計画区域の中で、用途地域が定められていない場所のこと。

用途地域（ようとしちいき）

地域地区の1つで、都市機能の維持増進、住環境の保全などを目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建蔽率及び各種の高さについて制限を行うものであり、土地利用計画の根幹となる。住居系、商業系、工業系に分かれ、13種類の用途地域が指定可能。

ら

ラストワンマイル（らすとわんまいる）

Last one mile。直訳すると「最後の1マイル（約1.6キロメートル）」という意味であり、交通分野においては、最寄りの鉄道駅やバス停から、最終目的地である自宅までの区間のこと。

り

立地適正化計画（りっちてきせいかけいかく）

2014年8月に制度化された居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

流域下水道（りゅういきげすいどう）

流域内にある複数の市町村の公共下水道から排除される下水を受け処理するもので、幹線管渠、ポンプ場、終末処理場などの主要な施設の設置・管理は原則都道府県が行うこととされている。

流域治水（りゅういきちすい）

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

流通業務地（りゅうつうぎょうむち）

流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫、荷捌き場等）の集約により、主として都市内の流通業務機能を担う地域。

緑地（りょくち）

都市公園などに該当する営造物たる緑地を意味する広義の緑地と、都市公園のみならず、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める広義の緑地がある。

緑地保全地域（りょくちほぜんちいき）

地域地区の1つで、無秩序な市街化の防止、地域住民の健全な生活環境の確保等の観点から、都市近郊の広範囲の緑地を守るために定める地域。

緑道（りょくどう）

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯、歩行者路または自転車路を主体とする緑地。

臨港地区（りんこうちく）

地域地区の1つで、港湾の機能として船舶の出入、停泊、けい留、荷物の積卸し、貯蔵保管、各種手続き及び検査等、港湾周辺の効率的な土地利用を図るために定める地区。

れ

歴史公園（れきしこうえん）

遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地もしくはその復元、展示等に適した土地または歴史的意義を有する土地などを一体として取り込んだ公園。